

事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年12月21日

案件名	国民健康保険税率の見直しについて						
所管	健康福祉 局	生活福祉 部	保険企画 課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国民健康保険税率を改定することで、国民健康保険財政の収支改善を図るもの					
	効果測定指標	国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算			施策番号		
		R5	R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標		決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	決算補填等目的の法定外一般会計繰入をしないこと	"		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	国民健康保険税率の改定案について 子どもの均等割減額措置について 一般会計から国保基金への積立について
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。

事案概要

国民健康保険に係る財政収支の見通しを踏まえて国民健康保険税率を改定()するとともに、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置について本市独自施策として対象年齢を拡大するもの
また、国保基金の財政調整機能の維持のため、一般会計から国保基金への積立を検討するもの
本年11月に神奈川県から示された仮係数に基づく令和6年度における本市の納付金額及び標準保険料率を踏まえて仮算定したもので、最終的な国民健康保険税率(案)は、令和6年1月に同県から示される確定値をもって決定するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	庁内調整						
	予算査定						
	国保運営協議会						
	議案上程等						
		事業実施					

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(民生費)		100,000	100,000						
うち任意分		100,000	100,000						
特財									
国、県支出金		0	0						
地方債		0	0						
その他		0	0						
一般財源		100,000	100,000	0	0	0	0	0	
うち任意分		0	0						
捻出する財源 ²		100,000	100,000						
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)		0	0	0	0	0	0	0	
捻出する財源概要	国民健康保険財政調整基金(子どもの均等割減額措置について)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0	
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要		SDGs 関連ゴールに (は3つまで)								
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	17		
			○							

日程等調整事項	条例等の調整		議会提案時期	定例会議	報道への情報提供
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
R5.12.4 関係課長打ち合わせ会議 (政策課、総務法制課、財政課、税制・債権対策課、健康福祉総務室、国保年金課)	国民健康保険税率の改定案について 子どもの均等割減額措置について ○一般会計から国保基金への積立の検討 結果:資料を一部修正の上、調整会議に付議することとする。

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(12/8)

【国民健康保険税率の改定案について】

(総務法制課長) 2年に1回の改定を基本としつつ、3年間改定していない時期もあるなど、改定の要否について毎年大きな議論となっている。一般会計から基金への積立額は多くなるが、連続改定を見据えた中で、今回5%の改定を行うのが良いと考える。

(保険企画課長) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、不透明な状況があり改定を行うことが難しかった事情がある。

(総務法制課長) 均して毎年改定する方が議案としても説明がしやすいのではないかと、1回据え置いて10%上げるとなると議論が噴出する。

○(財政課長) 8%の改定と合わせて一般会計から基金への積み立てを行うことを担当課案とした理由は何か。

(保険企画課長) 納付金上がり、現行税率と標準保険料率に基づき算出した1人当たりの保険税の乖離が前回の改定時よりも広がっていることから高い率の改定が必要であり、子どもの均等割減額措置をしつつ、一般会計から基金への積み立ても講じることで、今までにない、高い率での改定を実施させていただくという考えである。また、大きく改定することで、今後の収支の改善にもつながる。

○(財政課長) 財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。

(保険企画課長) 財政部門としては、令和6年度の積み立てが不要となるよう、不足する5,000万円を税率に入れ込むところが最低ラインということか。

(財政課長) そのとおりである。令和6年度の積み立てが不要となるよう改定した場合、令和7年度はどの程度の改定が必要となるのか。

(保険企画課長) 5%超の改定を行う場合、2年連続での改定は想定していない。被保険者負担を考えるならば、過去の最大の上げ幅である5%が2年連続で改定する場合の上限であり、2年連続で改定するか、5%超の改定を行うかのいずれかであると考え。

○(経営監理課長) 毎年5%の改定を行っていく場合、どのような想定となるのか。

(保険企画課長) 医療費は年々上がっているが、5%の改定をすれば、財政状況が改善していくことが見込まれ、いずれは2%や3%の改定で済む可能性がある。

(政策課長) 毎年上げていくという方針を示し、今は改定幅が広いが、安定してくれば、上限2%になるといったことが示せると良い。

(保険企画課長) 連続で上げたことがない中では、毎年改定を提示することは難しい。まずは、2年連続での改定を実施した実績を作るところがスタートとなると考える。

(政策課長) そうであるならば、ここで2年連続改定することに意味がある。

【子どもの均等割減額措置について】

○(財政課長) 推進プログラムの少子化対策の位置付けから外す理由は何か。いままで位置づけられていたものが激変緩和措置として捉えられることに違和感がある。

(保険企画課長) 国民健康保険税については、均等割負担により子育て世帯の負担が大きくなる制度設計であることから、そこに配慮した税率設定を行うという、国民健康保険税制度の枠組の中での一取組のためである。推進プログラムに継続して載せるべきだという議論があれば、それも検討すべきものであるが、一般会計から繰り入れる現行の制度に代わり、今後は国保財政調整基金を財源として実施する新しい制度を作るという考えである。

(政策課長) 前回は、地方創生臨時交付金の活用が見込まれたことから、推進プログラムに位置付ける整理とした経過があり、今回の制度設計が本来あるべきかたちと考える。

○(政策課長) 子どもの均等割減額措置を2年とする理由について、激変緩和期間を2年とするという説明もできるが、2連続改定を見据えていることから2年とすると筋が良いと考える。

【一般会計から国保基金への積立について】

○(財政課長) 財源の担保がない中で、基金の積立額について決めることはできない。

○(総務法制課長) 基金繰入でも不足する5,000万円を埋める8%超の改定をした場合でも、基金は0円となる。税収入の見込が下回る可能性もあるか。

(保険企画課長) 令和5年度は見込より5億円下回っている。

(総務法制課長) 現実的には5億円以上の基金残高が必要となり、改定率も9%を超えてくることになるのか。

(保険企画課長) そうした状況から、基金への積み立てが必要なものと考えている。

(財政課長) 基金への積み立てができなかった場合、赤字繰入となるのか。

(保険企画課長) そのとおりである。

(財政課長) 2,500万円の交付金の活用もあるので、積立に関しては、別途議論させていただきたい。

(保険企画課長) 交付金については、調定額の5%以上の基金残高がある場合に、県から2,500万円が交付される。なお、3%以上5%未満で半分の1,250万円、1%以上から3%未満で500万円となる。積むタイミングとしては前年度末に基金残高があればよい。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

決定会議の

主な議論

(12/13)

【国民健康保険税率の改定案について】

(財政部長) 財政推計について、子どもの均等割減額措置を実施することを前提として試算したのか。

(保険企画課長) そのとおりである。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 保険税率について、一気に上げると、やはり高いという印象を持たれるので、先行きが見えないのであれば、5%など、コンスタントに改定を行う方が良いと考える。

(保険企画課長) そうした意見があることは承知しているが、担当課としては、令和6年度にある程度の幅で改定を実施しなければ、収支の改善が図られず、負担の先送りになることを懸念している。

(総務局長) 国保加入者に負担増を求めるに当たっては、それぞれの世帯でどれぐらいの負担増になるかの資料を示さなければ、議論はできないと思われる。

(保険企画課長) 資料を追加する。

(財政局長) 県から標準保険料率が示されているが、この保険料率で実施している自治体はあるのか。積み立てを検討する中では他自治体との比較も必要ではないか。

(保険企画課長) 標準保険料率については、一定程度自治体が目標にする指標であり、これに近づけていく努力は必要であるが、ここで一気にあげるのは難しい。近年の納付金の上昇によって一定程度上げる必要がある自治体があるとは聞いているが、具体的な数字は持っていない。これまでに赤字繰入は解消してきており、標準保険料率に近づけてきた経過がある。

【子どもの均等割減額措置について】

○(総合政策・少子化対策担当部長) 子どもの均等割減額措置については、本市独自の取組であるか。

(保険企画課長) 7歳から18歳については独自の取組となる。

(総合政策・少子化対策担当部長) 子育て教育まちづくりを掲げている本市としては、実施すべきと考える。

○(財政局長) 子どもの均等割減額措置について、令和6、7年度の2か年行うとすると、税率改定を検討する2年後とタイミングが重なるので、同じ議論になると思われる。ならば、1年間として、来年度改めて検討するという考え方もあるのではないか。

(保険企画課長) 過去に2年措置したものを今回は1年とする説明は難しいと考える。また、5%を超える改定を行った場合には、2年連続の改定は行うべきでないという考えであるが、それは今年度の庁議で決定する事項でなく、あくまで来年度検討するものである。

【国保財政調整基金について】

(財政部長) 赤字繰入について、過去の実績について教えていただきたい。

(保険企画課長) 令和2年度の決算時に赤字繰入を解消したが、それまでは恒常的に行っていた。

(財政部長) 国保会計は、一般会計からの繰入を前提に成り立ってきた状況なのか。

(保険企画課長) そうした面がある。近年、財政健全化方針を策定し、段階的に赤字を解消してきている状況である。

(財政部長) 国保財政調整基金について、国保会計の赤字が常態化している中において、剰余金を積み立てて運用するという想定はあったのか。それとも一般会計から繰り入れることを前提とした基金なのか。

(保険企画課長) 前提とまではいわないが、剰余金を積み立てて運用を可能とするためには、大幅な税率改定が必要となり、被保険者のうち3分の2が、世帯主の所得が200万円以下という状況にあっては、費用負担を考えると現実的ではない。

(財政部長) 財政部門として、一般会計から繰り入れることは、国保加入者でない者を含む市民72万人の税金から繰り入れるということであり、政策的な意思決定がなければ基金に積むという判断はできない。そうした中では、過去の前提や、国保会計に直接でなく、国保財政調整基金に一旦積む理屈について整理した上で議論する必要があると考える。

(財政局長) 条例上、基金の取り崩しについては定義されているのか。

(保険企画課長) 条例上、「国保事業に要する費用に充てるため」となっており、具体的な定義はされていないが、担当課としては、改定幅を抑える、当該年度の税収不足の補填を目的として取り崩すものと考えている。

○(財政局長) 基金への積み立てについて、財政課といくらまでなら積むことができるか調整いただきたい。

継続審議とする。

決定会議の

主な議論

(12/15)

【国民健康保険税率の改定案について】

(総務法制課長) 国保加入者と国保加入者以外の公平性について、基金の繰り入れは一般財源から行うため、国保加入者以外の市民の税金を充てることになるが、どういった見解を持っているのか。

(保険企画課長) 協会けんぽ、組合健保、共済組合の場合は労使折半であり、事業主が半分を持つことが原則となっているが、国保にはそれがなく、制度上大きく違う。また、現役時代に社保だった人がリタイアされ、最後のセーフティーネットとして入る形が多いことから、年齢は高く、平均所得は低く、医療費がかかるといった構造的な課題を持っており、それを市町村が担っている。そうした状況を踏まえると、福祉的な政策の面から、一般会計を財源として充てることに議論の余地がある。また、赤字繰入については、国が削減すべき方法として整理しているが、基金の積み立てについては認められた一つの方法である。

(総務法制課長) 国保加入者内の公平性について、ある特定の層に厳しかったり、軽すぎたりといったことはないか。

(保険企画課長) 標準保険料率を踏まえ、応能応益の割合は54:46としている。また、今回は、平均8.3%の増であるが、モデルケースで試算した場合、最大で9.8%の増であり、前回改定時と比べて差は少ない。

(総務法制課長) 今回の8.3%増の税率案は、国保加入者が実際に払っていけるという判断のもとでの提案か。

(保険企画課長) 国保においては、人の数に応じて増える均等割の負担が非常に大きく、子どもの均等割減額措置を講じることで、均等割の負担が重い子育て世帯に配慮した案になっている。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 改めて8.3%の改定案とした理由を伺う。

(保険企画課長) 1人当たり納付金の額が非常に大きくなっており、一定程度高い率での改定が必要である中で、現時点の基金残高を最大限活用することで改定幅を抑える案が8.3%である。

【子どもの均等割減額措置について】

○(市長公室長) 税率改定等について来年度改めて判断するとした場合、子どもの均等割減額措置について、現状2か年で提案しているが、1年間の実施という判断もあるか。

(保険企画課長) 前回の改定時、5%の改定に加え、子どもの均等割減額措置を2年措置しており、今回8.3%の改定を行う中では、せめて前回と同様の2年を措置する必要があると考える。

(財政部長) 今回の改定を行うに当たり、どういった措置をとるかの政策判断であり、来年度税率改定を検討することをもって来年度限りにする必要はないと考える。

(総合政策・少子化対策担当部長) 子育て世代を対象とした制度であることを踏まえると、2年としたい。

(財政局長) 前回の決定会議において、1年で考えた方が良いという意見を出したが、税率改定を来年はやらないことが決まっているような説明であったことから、その場合は、再来年の税率改定とタイミングが重なり、今回同様に子どもの均等割減額措置を辞める議論が難しくなるためである。来年も税率改定を検討するのであれば問題ないと思われる。

【国保財政調整基金について】

○(総合政策・少子化対策担当部長) 基金を使い切った場合、その後の見通しはどのようなのか。

(保険企画課長) 財政調整機能を失ってしまうため、一般会計から積立の検討をあわせて提案させていただいている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 国保制度の全体像の話を踏まえると、積立も必要であると思われる。

○(財政局長) 一般会計から基金への繰入額について、対外的に説明できるとしたら、年度末の基金残高が8億円あれば、県から交付金2,500万円が得られるということである。

○(財政局長) 後年についても、同様に基金の残高で税額改定を賄っていく考えか。

(保険企画課) 先は予測できない部分があり、その考え方を基本にするものではない。今回は基金残高を活用しない場合、14.6%の改定が必要となる中で、全額活用する案としたものである。

○(財政部長) 今回、基金残高見込の9.5億円を使う判断をした中で、来年度の残高をいくらにするか判断するとすれば、やはりインセンティブが働く8億円というのが最低限であると考えている。推進しなければならぬ施策が多くあり、また行財政構造改革プランがある中で、優先的に国保財政調整基金に繰入金を多く入れることは難しいと考える。また、令和7年度以降については、現状判断することはできないので、来年度改めて判断すべきものと考えている。

【国保制度について】

○(総合政策・少子化対策担当部長) 国保の負担率が高くなる要因を資料に追加すると良い。

(保険企画課長) 追加する。

○(財政局長) 法定繰入は社保と比較した際に、事業主負担分と捉えられるのか。

(保険企画課長) 考えられる。ただ、足りていないという状況である。

(財政局長) 国の制度として構造的な課題があるのだと思うが、国に対し、法定繰入を増やすことなどは要望しているのか。資料の修正は、国などの公金が入っていても足りない、という表現がよいと考える。

(保険企画課長) 構造的な課題については国保制度の大きなテーマであり、財政的な支援については毎年度要望しており、今後も継続していく。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

国民健康保険税率の 見直しについて

令和5年12月21日
健康福祉局生活福祉部
保険企画課

1. 市町村国保の構造的な課題

【他の医療保険制度との比較】

出典：国民健康保険団体中央会資料より

項目	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
保険者数※1	1,716	1	1,388	85
加入者数※1	2,619万人	4,030万人	2,868万人	858万人
加入者平均年齢※2	54.0歳	38.4歳	35.5歳	32.9歳
前期高齢者「65歳～74歳」の割合※2	44.4%	8.0%	3.4%	1.4%
加入者一人当たり医療費※2	37.3万円	18.0万円	15.6万円	15.9万円
加入者一人当たり平均所得※2	89万円	166万円	232万円	245万円
加入者一人当たり平均保険料※2 <事業主負担込>	8.9万円	11.7万円 <23.5万円>	13.1万円 <28.7万円>	14.3万円 <28.6万円>
保険料負担率	10.0%	7.1%	5.7%	5.8%

※1 令和3年3月末時点(共済組合は令和2年3月末時点)
 ※2 令和2年度平均値(共済組合は令和元年度平均)

【本市の階層別世帯割合】

区分 (世帯所得)	割合 (%)
43万円以下	34.3
43万円超～200万円以下	32.4
200万円超～400万円以下	15.5
400万円超～600万円以下	3.7
600万円超～900万円以下	1.5
900万円超	1.4
未申告	11.2

約
67
%

※令和5年度当初賦課

※国保では「配偶者」や「子」等の被扶養者に対しても保険税が賦課される

- 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 所得水準が低い
- 国・県・市から公費負担されているにも関わらず、**保険料負担率が高い**

2. 令和6年度 国保事業費納付金(未確定)

▶ 仮係数に基づく令和6年度納付金(実質額)は、**201億5,800万円**

- ・ 昨年度と比べて 1人当たり **5,852円 増加**
- ・ 令和4年度と比べ 1人当たり **18,266円 増加(+13.1%)**

※ R4はH30(=直近の改定年度)と比べ、1人当たり9,901円増加(+7.6%) → 5.0%の改定を行ったもの

年度（通知時期）		納付金額	被保険者数	1人当たり納付金
R4	確定係数に基づく納付金 (令和4年1月11日)	201億9,100万円	144,421人	139,802円 (+5.5%)
R5	確定係数に基づく納付金 (令和5年1月11日)	212億7,300万円	139,754人	152,216円 (+8.9%) 過去最大の伸び
R6	仮係数に基づく納付金 (令和5年11月21日) → 令和6年1月上旬頃、確定係数 に基づく納付金の通知がある	201億5,800万円	127,527人	158,068円 (+3.8%)
	対前年度比	▲11億1,500万円	▲12,227人	+5,852円

3. 令和6年度 標準保険料率

※仮係数による算定

現行税率と標準保険料率の乖離

区分	医療分	後期分	介護分
所得割 (現行との差)	6.91% (+0.86pt)	2.91% (+0.61pt)	2.53% (+0.38pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
均等割 (現行との差)	29,131円 (+3,631円)	11,968円 (+1,968円)	12,883円 (+3,383円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
平等割 (現行との差)	18,416円 (+1,416円)	7,566円 (+1,566円)	6,246円 (+246円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円

1人当たり約16,100円
(15.36%)の乖離

1人当たり調定額の比較

区分	医療分	後期分	介護分	全体
標準保険料率 (現行との差)	77,669円 (+12.39%)	32,039円 (+22.22%)	33,476円 (+17.93%)	121,085円 (+15.36%)
現行税率	69,106円	26,214円	28,385円	104,966円

○ 介護分は介護2号被保険者1人当たりのため、内訳の合計と全体は一致しない。

4. 令和6年度 歳入不足見込額の算定（現行税率の場合）

（単位：百万円）

歳入	予算見込額
国民健康保険税	13,446
現年度分	12,464
滞納繰越分	982
保険給付費等交付金	47,506
普通交付金分	46,430
特別交付金分	1,076
繰入金	5,100
法定繰入金	4,256
法定外繰入金	844
決算補填等目的	0
その他	844
基金繰入金	0
繰越金	160
諸収入等	425
歳入合計	66,637

歳出	予算見込額
総務費	827
保険給付費	46,815
国保事業費納付金	20,313
医療給付費分	13,548
後期高齢者支援金等分	4,959
介護納付金分	1,806
保健事業費	714
諸支出金等	170
予備費	10
歳出合計	68,849

約22億円
の歳入不足

税率改定のみで賄う場合

平均14.6%※の
税率改定が必要

① 令和6年度 賦課限度額の引き上げ
(104→106万円)に伴う財政効果
約2,000万円を含む

② 基金からの繰入れをしない場合

※改定に伴った繰入金増額による低減効果を見込む。

5. 予算編成に当たっての考え方

- R 5 税率の維持や、医療費の増加等を要因とした R 6 国保事業費納付金の増加により、約 22 億円の歳入不足が見込まれるため、税率改定が必要となる
- 子どもの均等割減額拡大措置は R 5 で終了するため、税率改定と合わせて大幅な負担増が見込まれる子育て世帯への負担軽減及び激変緩和措置の検討が必要となる
- R 5 税率を維持したことにより、大幅な国保基金の取り崩しを見込んでいる



- ① 収支改善のための大幅な税率改定
- ② 子育て世帯の大幅な負担増を緩和するための R 6 以降の子どもの均等割減額措置
- ③ R 7 以降も見越した国保基金の財政調整機能維持のための一般会計から国保基金への積立の検討

【参考：過去の税率改定】

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
+4.2%	なし	なし	+4.0%	なし	+5.0%	なし	なし	なし	+5.0%	なし

6. 子どもの均等割減額措置について

未就学児を対象に均等割を5割減額する制度を、本市独自に対象を18歳まで拡大する取組※として令和6年度以降も実施し、負担の重い子育て世帯に対する負担軽減を実現するもの
 ※ 令和4・5年度に実施し、6年度以降の継続については検討を行うこととしているもの

【減額措置が無くなった場合の保険税額の上昇例】

仮に+10%の改定をした場合

世帯区分	所得	子ども減額ありの税額	子ども減額なしの税額(伸び率)	税額改定後(伸び率)
35歳夫婦+子1人	200万円	220,400円	234,600円(+6.4%)	258,000円(+17.1%)
35歳夫婦+子2人	400万円	427,500円	463,000円(+8.3%)	509,300円(+19.1%)

【(参考)令和5年度保険税率】

保険税 (年税額)	医療分 (全員)	後期分 (全員)	介護分 (40~64歳)
所得割	6.05%	2.3%	2.15%
均等割 (1人当たり)	25,500円	10,000円	9,500円
平等割 (1世帯当たり)	17,000円	6,000円	6,000円

減額措置が無くなった場合は、「減額なし」の税額(保険税上昇後の税額)から、更に上乘せする形で税率改定をすることとなる。

税率を上げなければならない場合においては、負担軽減及び激変緩和措置が必要ではないか。

- 【対象】 全世帯の7~18歳 (市内約7,900人)
- 【実施期間】 令和6・7年度 (令和8年度以降は別途検討)
- 【経費】 約1億円/年 → これまでは総合計画推進プログラムとして、一般会計繰入金で措置してきたが、今後は国保財政調整基金を財源として実施

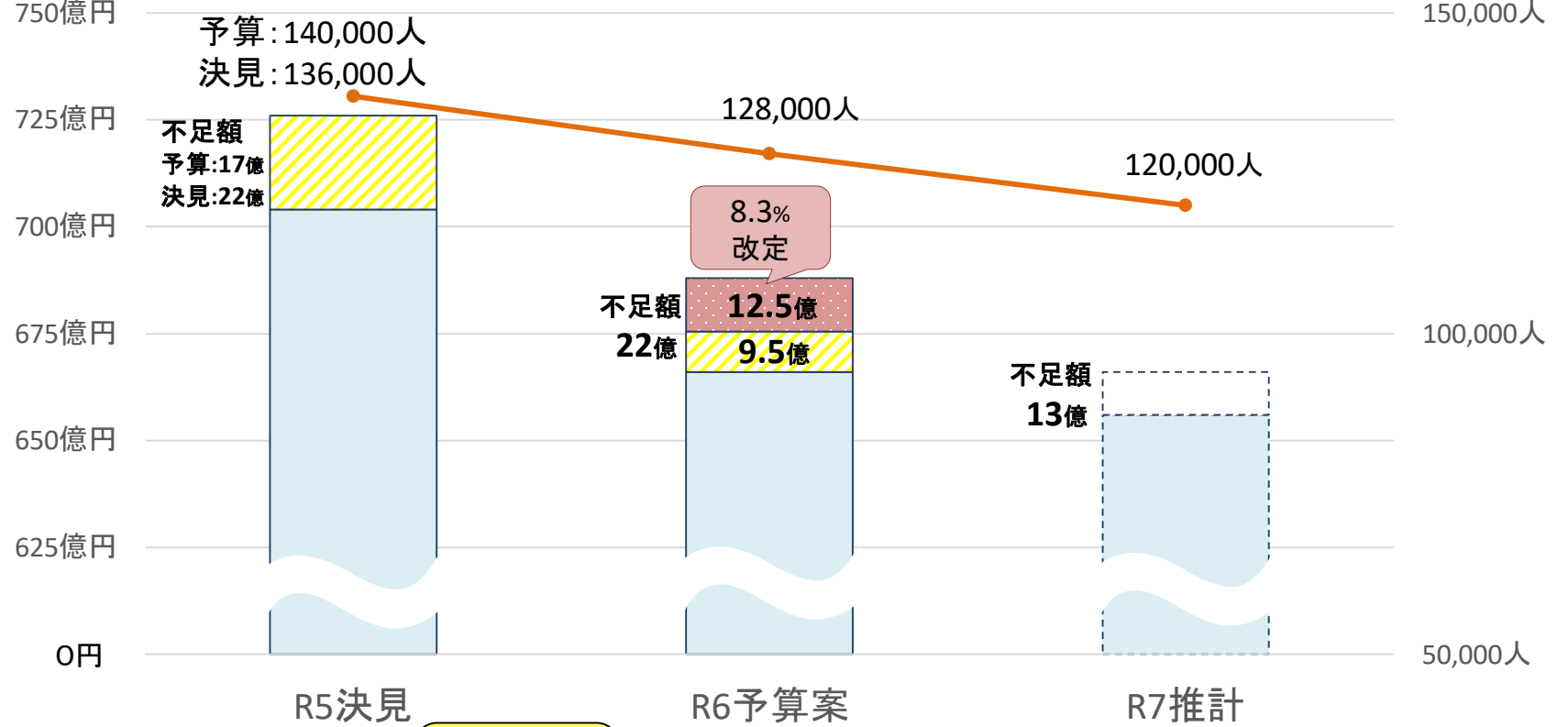
7. 財政推計

R6年度に基金を最大限活用する場合（基金への積立をする場合）【8.3%】

□ その他歳入 ▨ 基金繰入金 ■ 税率改定分 ○ 被保険者数

【予算額】

【被保数】



【各年度末基金残高(見込)】

R5.12現在
31.5億

9.5億円+8億円(②)

9億

※ R6は1億円の剰余金を見込んだ額

【基金保有による県からの交付金】

2,500万円

2,500万円

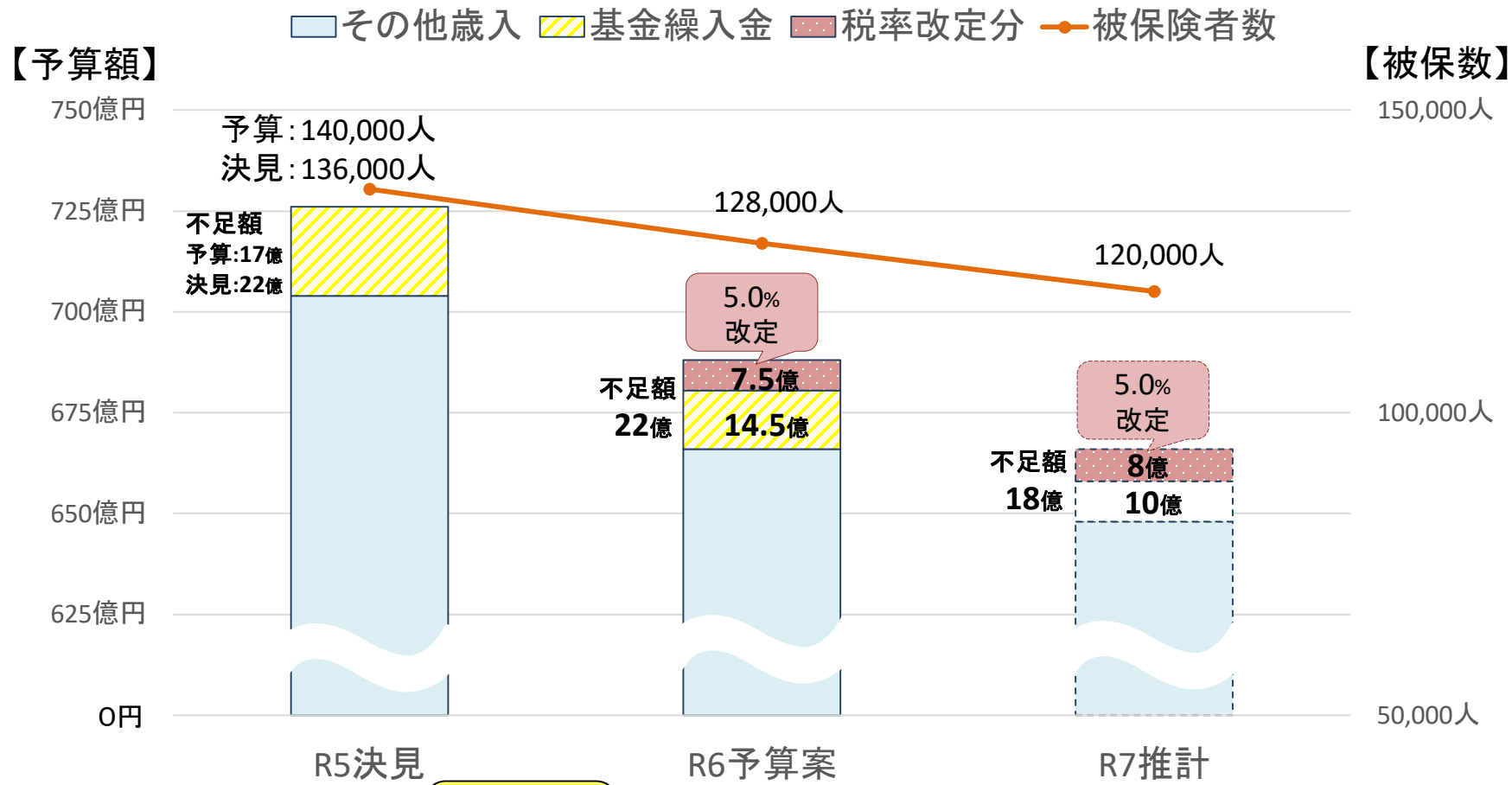
基金積立の目安

- ① 次年度活用に向けた積立
- ② 県交付金の満額獲得(8億円)

一般会計から
国保基金に
積み立てるこ
とができる場合

※ R7は、1人当たり納付金が R5→R6の伸び率で
上昇した場合として推計(5千万円単位の概数)

8. 財政推計【参考1】 単年度の改定率の上限を5.0%とした場合(基金への積立をする場合)



【各年度末基金残高(見込)】

R5.12現在
31.5億

9.5億円+13億円 (①②)

9億

※ R6は1億円の剰余金を見込んだ額

基金積立の目安
①次年度活用に向けた積立
②県交付金の満額獲得(8億円)

【基金保有による県からの交付金】

2,500万円

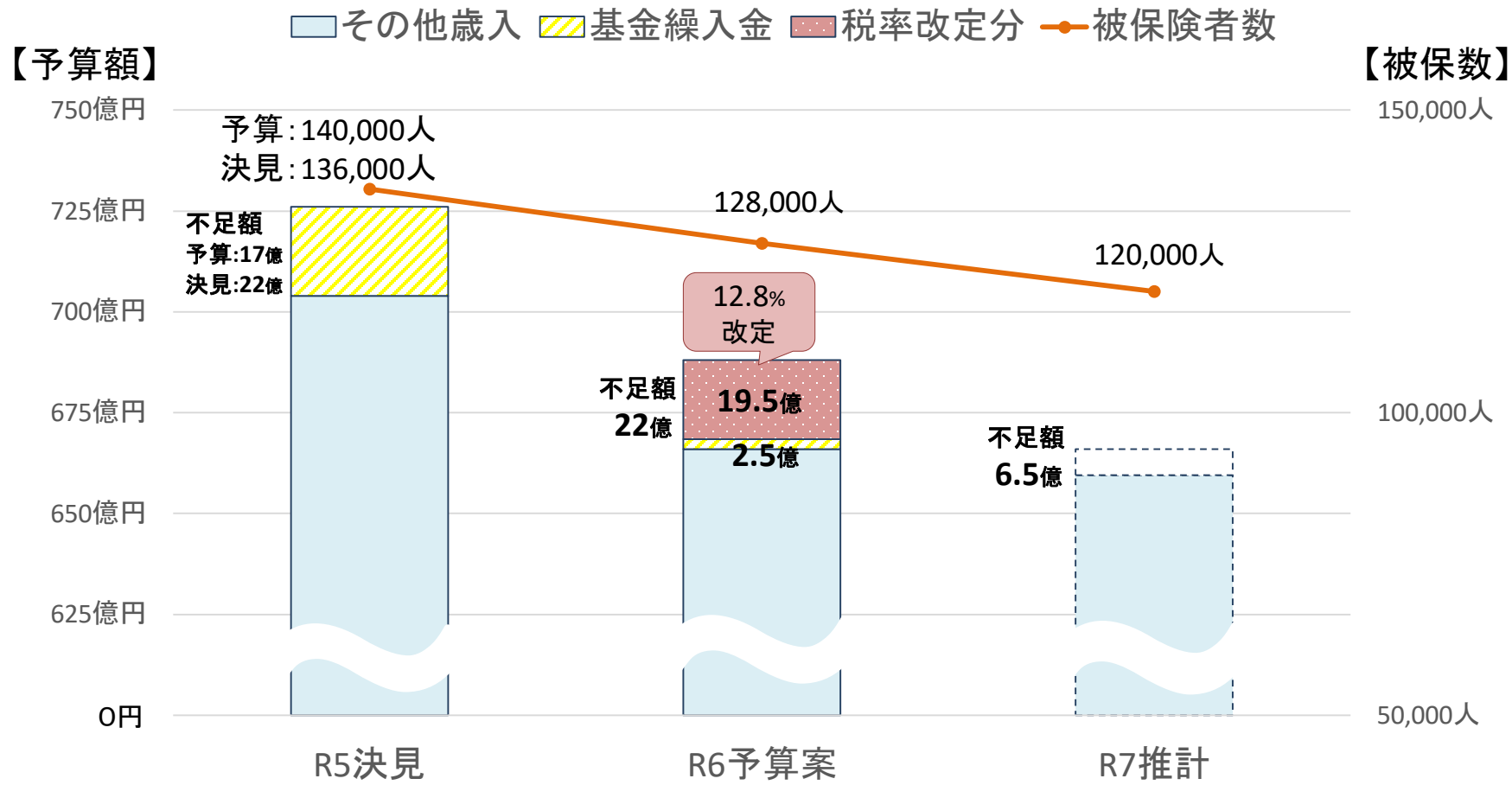
2,500万円

—

一般会計から
国保基金に
積み立てるこ
とができる場合

※ R7は、1人当たり納付金が R5→R6の伸び率で
上昇した場合として推計(5千万円単位の概数)

9. 財政推計【参考2】 R7に改定しない程度の収支改善をする場合(基金への積立をしない場合)



【各年度末基金残高(見込)】

(R5.12現在
31.5億)

9.5億	8億	—
※ R6は1億円の剰余金を見込んだ額		
2,500万円	2,500万円	—

【基金保有による県からの交付金】

10. 令和6年度 国民健康保険税率案(平均8.3%改定の場合)

税率設定に当たっての考え方

- 応能（所得割）・応益（均等割・平等割）の割合は、標準保険料率の水準（54：46）をベースとする。
- 標準保険料率と現行税率の各項目の乖離を踏まえた見直しを行う。

令和6年度 国民健康保険税率案

区分	医療分	後期分	介護分
【案】所得割 (現行との差)	6.45% (+0.40pt)	2.70% (+0.40pt)	2.40% (+0.25pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
【案】均等割 (現行との差)	27,500円 (+2,000円)	11,000円 (+1,000円)	11,000円 (+1,500円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
【案】平等割 (現行との差)	17,500円 (+500円)	7,000円 (+1,000円)	6,000円 (±0円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】104,966円 → 【案】113,678円(+8.3%)		

11. モデルケース(平均8.3%改定の場合)

● 39歳以下又は65～74歳(介護分なし)の単身世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	18,900円	+1,400円 (+8.0%)
100万円	軽減なし	106,000円	115,000円	+9,000円 (+8.5%)
200万円		189,500円	206,500円	+17,000円 (+9.0%)
400万円		356,500円	389,500円	+33,000円 (+9.3%)

● 40～64歳(介護分あり)の夫婦2人世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	35,700円	38,800円	+3,100円 (+8.7%)
100万円	5割軽減	119,200円	130,400円	+11,200円 (+9.4%)
200万円	軽減なし	283,700円	310,600円	+26,900円 (+9.5%)
400万円		493,700円	541,600円	+47,900円 (+9.7%)

● 40～64歳(介護分あり)の夫婦 + 子1人の3人世帯 (本市独自の減額ありの場合)

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	44,500円	+3,500円 (+8.5%)
100万円	5割軽減	128,100円	140,000円	+11,900円 (+9.3%)
200万円	2割軽減	274,100円	300,100円	+26,000円 (+9.5%)
400万円	軽減なし	511,500円	560,900円	+49,400円 (+9.7%)

12. 令和6年度 国民健康保険税率案(平均5.0%改定の場合) 【参考】

税率設定に当たっての考え方

- 応能（所得割）・応益（均等割・平等割）の割合は、標準保険料率の水準（54：46）をベースとする。
- 標準保険料率と現行税率の各項目の乖離を踏まえた見直しを行う。

令和6年度 国民健康保険税率案

区分	医療分	後期分	介護分
【案】 所得割 (現行との差)	6.25% (+0.20pt)	2.60% (+0.30pt)	2.28% (+0.13pt)
現行税率	6.05%	2.3%	2.15%
【案】 均等割 (現行との差)	26,500円 (+1,000円)	11,000円 (+1,000円)	10,500円 (+1,000円)
現行税額	25,500円	10,000円	9,500円
【案】 平等割 (現行との差)	17,000円 (±0)	6,500円 (+500円)	6,000円 (±0円)
現行税額	17,000円	6,000円	6,000円
一人当たり 平均調定額	【現行】 104,966円 → 【案】 110,256円(+5.0%)		

13. モデルケース(平均5.0%改定の場合) 【参考】

● 39歳以下又は65～74歳(介護分なし)の単身世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	17,500円	18,200円	+700円 (+4.0%)
100万円	軽減なし	106,000円	111,400円	+5,400円 (+5.1%)
200万円		189,500円	199,900円	+10,400円 (+5.5%)
400万円		356,500円	376,900円	+20,400円 (+5.7%)

● 40～64歳(介護分あり)の夫婦2人世帯

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	35,700円	37,600円	+1,900円 (+5.3%)
100万円	5割軽減	119,200円	126,000円	+6,800円 (+5.7%)
200万円	軽減なし	283,700円	300,100円	+16,400円 (+5.8%)
400万円		493,700円	522,700円	+29,000円 (+5.9%)

● 40～64歳(介護分あり)の夫婦 + 子1人の3人世帯 (本市独自の減額ありの場合)

所得		現行税率	R6税率案	増減額(伸び率)
43万円(以下)	7割軽減	41,000円	43,200円	+2,200円 (+5.4%)
100万円	5割軽減	128,100円	135,400円	+7,300円 (+5.7%)
200万円	2割軽減	274,100円	290,000円	+15,900円 (+5.8%)
400万円	軽減なし	511,500円	541,400円	+29,900円 (+5.8%)

14. 今後のスケジュール（予定）

時 期		内 容
令和5年	11月	<ul style="list-style-type: none"> 納付金・標準保険料率の試算（県から通知） 仮係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 庁議
令和6年	1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 納付金・標準保険料率の確定（県から通知） 確定係数に基づく令和6年度保険税率（案）の算定 ※仮係数に基づく税率（案）から変更があった場合は個別説明 市長説明・諮問の決裁
	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 市国民健康保険運営協議会に「令和6年度保険税率（案）」を諮問
	1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 同協議会から答申 令和6年度保険税率（案）の決定（市長決裁）
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 改正条例案について正副議長説明（＋会派説明） 改正条例案を市議会に提案
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会定例会議において採決
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 改正条例の施行

事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年12月21日

案件名	光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用基本計画の策定について				
所管	子ども・若者未来	局区	部	子ども・若者政策課 担当者	内線
所管	財政	局区	部	アセットマネジメント推進課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	閉校する青葉小学校の跡地を利活用し、子どもに関する施設を中心とした公共施設の再編を行うことで、持続可能な地域づくりを実現できる。			
	効果測定指標				施策番号
		R5	R6	R7	R8以降
	事業効果 年度目標	/			

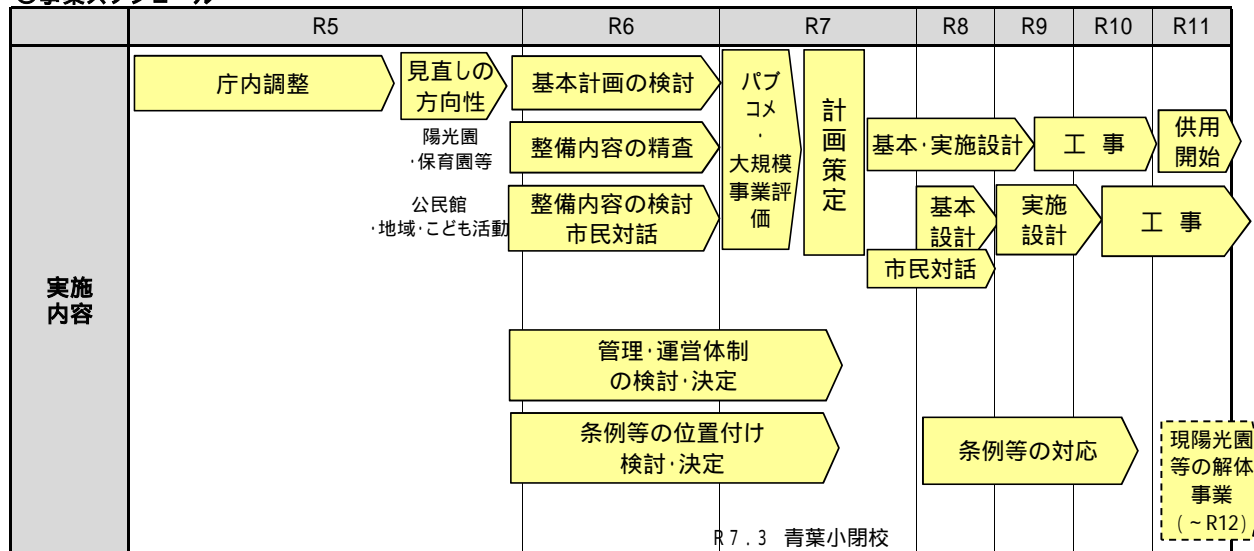
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用基本計画の策定に向けた取組の方向性について 計画案の一部を見直し、青葉小学校敷地内に公民館を移転することについて 計画案の見直しに伴う今後の実施内容、検討体制及びスケジュールの変更を行うことについて
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

令和7年3月に閉校する青葉小学校の跡地利活用の基本計画を策定する。
 令和4年8月に策定した光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用基本構想に基づき、必要な機能の精査を行い、導入機能や想定規模、配置計画、管理運営体制等を定める。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(歳出増・歳入減)		12,540	22,000	39,544	79,530	1,065,468	1,578,035	604,530
うち任意分		12,540	22,000	39,544	79,530	1,065,468	1,578,035	604,530
特財	国、県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	90%/75%	0	0	0	57,000	957,900	1,395,500
	その他	0	0	0	0	0	0	0
一般財源		12,540	22,000	39,544	22,530	107,568	182,535	85,130
うち任意分		12,540	22,000	39,544	22,530	107,568	182,535	85,130
捻出する財源	2							
一般財源拠出見込額		12,540	22,000	39,544	22,530	107,568	182,535	85,130
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	・未利用資産の有効活用による売却等収入(R12以降) ・維持管理経費の削減							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	1	1	1	1	1	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	1	1	1	1	1	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			○						
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和7年6月	議会への情報提供	部会 令和7年6月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R4年5月 決定会議	光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用基本構想の策定(R4.8月)
R4年10月～R5年2月 市民検討会・こどもWS	基本構想を踏まえ、主に市民活動機能の部分について市民とともに検討を行った。
R5.7.12 光が丘地区公共施設 再編連絡調整会議(第1回)	令和4年度までの取組状況についての報告、基本計画素案の内容について進捗状況の説明と意見交換、施設所管と管理運営の考え方の協議
R5.8.28 光が丘地区公共施設 再編連絡調整会議(第2回)	市民活動機能部分の位置づけ、施設所管と管理運営の考え方
R5.9.6 光が丘地区まちづくり 会議	基本計画について、地域住民への途中経過の説明と意見交換
R5.10.24 光が丘地区公共施設 再編連絡調整会議(第3回)	基本計画案の内容について、各課意見への対応説明と意見交換
R5.11～12 関係局課との調整	見直しの方向性について、財政局、こども・若者未来局・教育局の関係課で調整

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (11/1)</p>	<p>【施設の考え方について】 (総務法制課長) 本件はこども・若者政策課が提案課となっているが、今後当施設をどこが所管し、管理する予定か伺いたい。 (こども・若者政策課長) 設計・工事期間に関しては陽光園の所管で進めたいと考えているが、供用開始後の維持管理については局内で調整しているところである。 ○(総務法制課長) 障害者更生相談所も施設に入ることになるのか。また、陽光園の診療所機能追加との関係性はいかがか。 (こども・若者政策課総括副主幹) 療育センター陽光園に診療所機能が入り、さらに障害者更生相談所の事務室が入る想定である。 (経営監理課長) 障害者更生相談所が青葉小学校跡地に入ることは、決定していないと思うので、この時点で整理しておく必要がある。 ○(総務法制課長) 指定管理制度の活用など、施設の管理運営方法の在り方はどのタイミングで検討を行うのか。 (こども・若者政策課総括副主幹) 管理運営方法の具体的な部分は基本計画には記載しないので、今後検討していく。 (総務法制課長) そうした検討時期は資料上にも記載していただく必要がある。 (政策課長) こども活動センターとして、新たな機能が付加されるのか。 (こども・若者政策課総括副主幹) 指定管理者制度が導入された場合は、施設管理者の自主事業などが入る可能性がある。 (政策課長) こども活動センターは、今後、増やしていく想定はあるのか。 (アセットマネジメント推進課長) こども活動センターは地域の意見として出てきたものなので、市としての考え方はもう少し整理しなければならないと考えている。 (総務法制課長) 条例として設置するのであれば、この施設の目的などを示す必要がある。 (政策課長) 地区単位に必要な施設であれば、今後増やしていくとの議論になるが、あくまで貸室の名称なのか、施設としての機能なのか、整理する必要がある。新たな施設として設置条例を設けるのであれば、その部分だけで庁議において審議する必要がある。 (アセットマネジメント推進課長) 条例の部分は整理していきたい。</p> <p>【条例制定について】 (総務法制課長) 条例改正が必要となるが、そのタイミングが記載されていないので、資料修正をお願いしたい。また、障害者更生相談所の条例の取扱いを含め、建物として一つの条例を制定することについて、この段階で整理しておかないといけない。 (こども・若者政策課総括副主幹) 現時点で条例の制定方法は調整中であるが、令和10年度に供用を開始することを踏まえると、8年度には条例を制定する必要があると考えているため、それまでに整理していきたい。</p> <p>【財源について】 (財政課長) 想定事業費は地域の意向をすべて含めたものか。 (こども・若者政策課総括副主幹) 建築面積に基準単価を乗じて算出した概算事業費である。 (財政課長) 事業費はよく整理してほしい。リーディングプロジェクトなので、今後への影響を踏まえ、内容は精査してほしい。</p> <p>継続審議とする。</p>
<p>調整会議の 主な議論 (11/6)</p>	<p>(経営監理課長) 児童福祉法の改正により、児童発達支援の類型である福祉型と医療型が一元化となるため、資料においても修正をお願いしたい。 (こども・若者政策課長) 承知した。 (財政課長) 運営体制等の検討スケジュールは令和6年度中を想定しているか。 (こども・若者政策課総括副主幹) 基本設計を策定する段階までには整理されている必要があるため、6年度前半には決めていきたい。 (総務法制課長) 条例改正スケジュールについては、説明資料にも記載をお願いしたい。 (こども・若者政策課長) 承知した。 (総務法制課長) 施設運営の在り方検討について、参画する構成課など、検討体制はどのような想定か。 (こども・若者政策課長) 図書館機能などを検討する必要があるため、教育委員会の参画は想定している。 (総務法制課長) 議論が特定の分野に偏らないよう、中央区役所の参画など幅広い所属で検討してほしい。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する。</p>

決定会議の
主な議論
(11/9)

【施設の考え方について】

(総合政策・少子化対策担当部長)当初、保育園や陽光園のほかに公民館も複合化を検討していたと理解しているが、複合化は困難と結論付けた経過を伺いたい。また、公民館の複合化は地域の意向などもあったと思うが、調整状況も伺いたい。

(こども・若者政策課長)地域には公民館の複合化が難しいことは説明している。理由としては、今回の跡地活用は子どもを中心とした施設として検討を進めており、社会教育施設でもある公民館が複合化することで、利用者区分の整合が図れないことや、面積を十分に確保できないなどの課題がある。

(総合政策・少子化対策担当部長)地域活動機能の位置付けについて、どのような検討があったか。

(こども・若者政策課長)基本計画には機能としての方針を示し、具体的な運営方法等は今後、検討するということで整理している。

(財政局長)施設の利用者区分や公民館との棲み分けなどは、この計画によらず引き続き、議論が必要と考える。

(財政局長)公民館との棲み分けや施設の管理運営体制について、本プロジェクトのスタートが「子ども」をコンセプトとしており、検討の中で「子ども」を中心とするものの、利用者を子どもに限定せず、地域で活用するとした経過がある。地域活動機能の名称などは当局も含めて検討をするので、名称が変わる可能性があること承知してもらいたい。

【施設の運営管理について】

(財政担当部長)地域活動機能という名称について、施設の利用形態などの意味合いが一般的に理解しやすいものに変えた方が良いのではないかと。また、体育館はどのような位置付けとして運営していくのか。

(こども・若者政策課長)子どもだけが使える施設ではないが、地域が優先して使えるものとして考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長)地域活動機能の管理運営体制をいつ決めるのかを資料にも明記してほしい。

(こども・若者政策課総括副主幹)来年度前半までには決めたいと考えている。

【その他】

障害者更生相談所について説明資料上に詳しい記載がない。条例で規定されている施設なので、しっかり明記してほしい。

(こども・若者政策課長)本編に記載していたが、修正する。

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

戦略会議の
主な意見
(11/14)

【施設の機能等について】

(市長)施設運営のイメージが湧かない。具体的な部分を議論しなければ実施設計を行うことは難しいのではないか。

(こども・若者未来局長)今回の審議事項は、施設整備の大枠を決めるもので、今後、パブリックコメントを実施し、市民の意見も取り入れながら具体的な部分を検討していきたいと考えている。

(こども・若者政策課総括副主幹)実施設計と同時並行になる可能性もあるが、具体的な運営方法等は来年度前半には決めていきたい。

(奈良副市長)中高生の居場所になることを想定しているため、実効性を含め検討してほしい。また、中心となる所属をしっかりと決め、良い施設となるよう検討してほしい。

(こども・若者未来局長)承知した。

【事業手法及び事業費について】

(市長)PFI方式の検討について、従来方式と結論付けられているが、どのような検討があったのか。

(こども・若者未来局長)PPP / PFIプラットフォームにおいて、10社程度から意見を伺ったが、民間提案の自由度がない旨の意見があった。

(市長)事業費の積算根拠を教えてください。

(こども・若者政策課総括副主幹)公共建築課が示す建築単価に床面積を乗じた額となっているが、今後、建築単価等が高騰した場合は全体事業費が増額となる可能性がある。

【青葉児童館の取扱いについて】

(市長)青葉児童館はどうするのか。また、耐震化はされているのか。

(こども・若者未来局長)地元への譲渡を考えている。耐震性については確認する。

(市長)青葉児童館の取扱いもこの庁議で決めるのか。

(こども・若者未来局長)児童館機能を導入することは決定したいが、児童館自体の今後の取扱いについては別途、庁議に諮っていく。

(市長)地域から敷地を譲渡されたなどの経過もあるが、様々な考え方があるので、しっかりとした議論をお願いしたい。

【公民館の複合化について】

(市長)市民検討会でB棟に市民活動機能をまとめたアイデアや、公民館との連携を意識しているのであれば、長期的な視点で、B棟の老朽化状況等も踏まえ、公民館の移転も含めた建替え検討を行ったほうがよいのでは。

(こども・若者未来局長)公民館の複合化も検討したが、保育所や陽光園を複合化すると現行の青葉小学校の面積では足りない状況となり、増築などを考えないと厳しい状況である。図書室機能を統合することについては、市民と対話の中で出てきた意見であり、隣接する建物で同じ機能があることは望ましくないと考え、今回の提案に至っている。

(石井副市長)光が丘公民館も複合化し、跡地を売却することも検討したらどうか。

(アセットマネジメント推進課総括副主幹)光が丘公民館は面積的な課題があることなどから複合化しない方向でこれまで議論してきた。今後、施設の長寿命化改修もあることなどから、どこかのタイミングで複合化も検討しなければいけないと考えている。

(市長)光が丘公民館について、長寿命化の在り方を検討するタイミングはあるのか。

(アセットマネジメント推進課総括副主幹)中規模改修や大規模改修は20年サイクルで検討するため、次期改修のタイミングでは複合化を含め検討していくこととなる。

(市長)これまで施設の活用方法等について、地域との対話を積み上げていただいているが、今回出た意見を踏まえ、諸課題をもう一度検討してほしい。

継続審議とする。

光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用 基本計画の策定に向けた取組の方向性について



令和5年12月21日

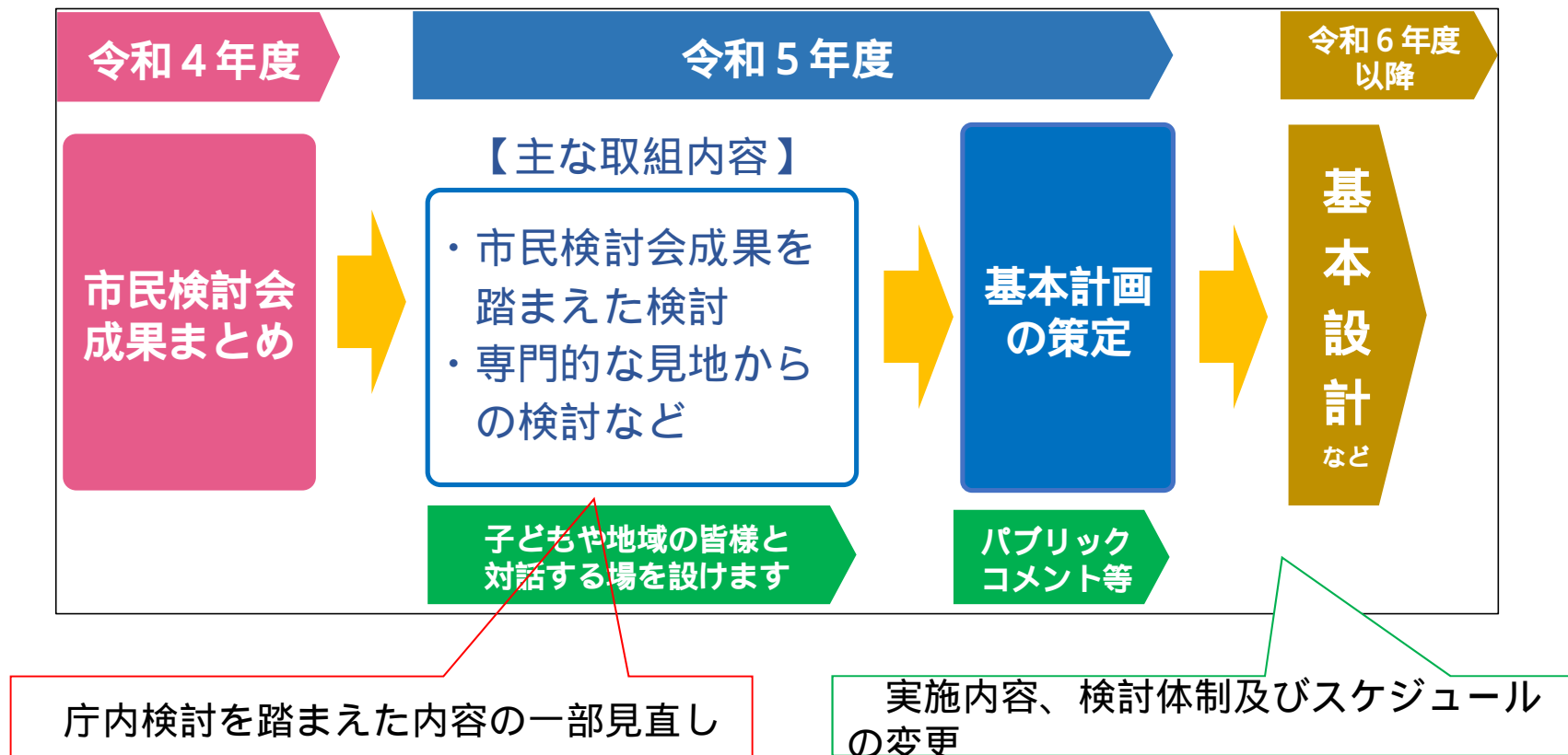
こども・若者政策課

アセットマネジメント推進課

1 . 審議事項

1 1月14日に開催した戦略会議における意見等を踏まえ、光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用基本計画（案）の内容の一部見直しを行うもの。
計画の一部見直しに伴う今後の実施内容、検討体制及びスケジュールの変更を行うもの。

第4回市民検討会資料（令和5年2月19日開催）



2. 戦略会議（R5.11.14）で提示した施設配置計画

- ・ A棟及びC棟は療育センター機能、障害者更生相談所機能、保育所機能で活用する。
- ・ B棟、体育館、校庭等は、地域・子ども活動機能で活用する。

<ゾーニング図>



主に陽光園・保育園等で利用
主に地域・子ども活動で利用

既存ストック	導入機能	面積
校舎（A棟）	・ 保育園機能 ・ 児童発達支援センター機能 ・ (仮称)療育センター診療所の機能	2,665㎡
校舎（C棟）	・ 執務機能 ・ 児童発達支援センター機能 ・ 障害者更生相談所の機能 一部地域活動機能との共有部を含む	757㎡
給食室棟	・ 保育園の調理機能 ・ 児童発達支援センターの調理機能	248㎡
オープンスペース（砂場周辺）	・ 園庭 （既存機能を生かす想定）	約1,000㎡
ピオトープ	・ 園庭	約200㎡
校舎（B棟）	・ 地域・子ども活動機能	1,061㎡
体育館	・ 地域・子ども活動機能 保育園等での活用も想定	692㎡
校庭	・ 地域・子ども活動機能（グラウンド、芝生広場） ・ 駐車場1	5,249㎡
オープンスペース（くすの木周辺）	・ 共有スペース（くつろぎ空間） （既存樹木などを生かす想定）	約500㎡
プール及びその付属物	・ 駐車場2（プール等は撤去）	約400㎡
なかよし広場	・ フリースペース（臨時駐車場等） 再編後の状況変化に合わせ、必要に応じた活用を検討します。	2,129㎡

3. 見直し理由と検討内容

青葉小学校の利活用に向けた改修とほぼ同時期に、光が丘公民館の長寿命化改修が必要なこと。

市民検討会の想いを受けた「地域・子ども活動機能」と地域の拠点である「公民館機能」は同一の場所にあることで、より拠点性が高められる可能性があること



「地域・子ども活動機能」と「公民館機能」を併せ持つ複合施設の整備について検討する。

【検討の前提】

- (1) 療育センター機能、障害者更生相談所機能、保育所機能で活用する A棟、C棟の活用方法は変更しない。
- (2) 市民検討会の想いである 「地域・子ども活動機能」は確保する。
- (3) 公民館に必要な諸室規模が確保できない B棟の改修ではなく、「地域・子ども活動機能」と「公民館機能」に必要な建物を新築する。
- (4) 老朽化している 青葉児童館の機能もB棟の機能に盛りこむ。

地域・子ども活動機能に必要な主な諸室等

滞在型図書室、保育室・遊戯室、防音多目的室、調理室・ランチルーム、体育館、グラウンド、くすの木周辺等

4. 当初案と見直し案の比較検討

項目	当初案（公民館改修）	見直し案（公民館移転・新築）
プラン概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ B棟は地域・子ども活動機能で使用し、公民館は現在の建物を長寿命化改修する。 B棟 : 1,061m²（改修） 光が丘公民館 : 1,004m²（改修） 青葉児童館 : 253m²（廃止） 合計 : 2,318m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B棟を解体し、公民館機能と地域・子ども活動機能を備えた市民活動棟を新築する。 複合施設 : 約1,800m²（新築） （約20%削減の場合） B棟、公民館、児童館は解体を前提

項目	当初案（公民館改修）	見直し案（公民館移転・新築）
機能面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接地であることから、一定のつながりや一体性は確保できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合化することで、つながりや一体性がより高まる
施設規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ストックを活用した整備（改修）のため、現行と同規模となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合化による諸室や共用部の共有による延床面積が削減できる
屋外空間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の予定どおりの屋外広場の確保が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合施設の建設敷地や駐車場の確保により、屋外広場が減少
公民館の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修中（約1年間）、貸館は休館となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休館が不要となる
事業費 （設計・工事のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約11億円 （B棟改修、公民館改修、児童館解体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約14億円 （複合施設新築、B棟・公民館・児童館解体）
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再編全体による削減効果が期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延床面積減少分の維持管理コスト削減が期待

項目	当初案（公民館改修）	見直し案（公民館移転・新築）
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域・子ども活動機能」は、こども・若者未来局において管理運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を管理運営している生涯学習課が中心に管理運営する。 ・市長部局と教育部局の調整が必要となる。
特定財源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等適正管理推進事業債の期限（～R8）までに事業着手できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築部分は、公共施設等適正管理推進事業債の期限（～R8）までの事業着手が困難
資産活用	<ul style="list-style-type: none"> ・陽光園、陽光台保育園の跡地の売却による財源確保が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・現案に加え、公民館敷地やなかよし広場の売却による更なる財源確保が可能
市民対話	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画内容の変更に関する地域説明等が必要 ・建替内容について、公民館関係者等を含めた検討が必要
スケジュールへの影響	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定に1～2年の遅れが出る。 ・市民対話で理解を得られない場合は、更なる遅れの可能性あり
既存施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の陽光園や陽光台保育園の施設の老朽化への課題に速やかに対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの遅れに伴い、既存施設の修繕費用が増加する可能性あり
R6予算	<ul style="list-style-type: none"> ・予定どおり基本設計の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画変更に伴う追加予算が必要（基本計画の見直し検討等）

その他、公民館を移転・新築する場合は民間活力の導入可能性についても検討が必要である。

(参考) 複合施設の機能イメージ

全体で延床面積を約20%削減し、整備費用やランニングコストを抑えつつ、一体的かつ利用しやすい新しい施設の整備を目指す。

光が丘公民館

諸室	面積 (㎡)	合計 (㎡)
大会議室	171	1004
小会議室	37	
料理実習室	56	
茶室	28	
和室	91	
コミュニティ室	65	
保育室	38	
図書室・資料室	74	
事務室	40	
その他共用部	404	

地域・子ども活動機能

諸室	面積 (㎡)	合計 (㎡)
防音多目的室	128	1061
調理室・ランチルーム	128	
保育室・遊戯室	128	
滞在型図書室	190	
その他共用部	487	

児童館

諸室	面積 (㎡)
遊戯室・図書室・共用部等	253

機能	諸室	面積 (㎡)
複合施設の諸室	大会議室	約1800
	小会議室	
	調理室・ランチルーム	
	茶室	
	和室	
	コミュニティ室	
	保育室・遊戯室	
	図書室・資料室	
	防音多目的室	
	事務室	
共用部	共用部 (トイレ・廊下等)	

2,318㎡ → 1800㎡
延床面積約20%削減

イメージのために作成したものであり、具体的な検討を行う中で、諸室の構成や面積の内訳は変わります。

5. 整備スケジュールの比較

年度	当初案	見直し案（公民館移転・新築）	
		校舎改修・B棟解体エリア （陽光園・保育園等）	複合施設建設エリア （公民館・地域子ども活動機能）
R 5	・基本計画策定	・関係局との調整、戦略会議 ・地域への説明	・複合施設整備内容検討 （公民館整備検討会等を設置）
R 6	・基本設計	・基本計画検討（サウンディング含む）&基礎調査	
R 7	・実施設計（継続費）	・青葉小学校閉校（R 7. 3末）	・庁議、大規模事業評価、パブコメ
R 8	・改修工事（継続費）	・基本・実施設計（継続費）	・基本計画策定
R 9	・供用開始	・改修工事（継続費）	・基本設計
R 10			・実施設計（継続費）
R 11		・供用開始	・建設工事（継続費）
R 12			・供用開始

従来方式を想定した場合のスケジュールであり、地域との検討状況や事業手法により変更となる場合がある。
見直し案については、療育センター等の早期移転に向け、改修部分については基本設計と実施設計を一括で発注する方式を想定するとともに、設計準備としてR 6に基礎調査を実施することを想定する。

6 . 見直しの方向性

比較検討を踏まえた評価

- ・ 事業費やスケジュールの面においては、当初案の方が優位な一方、施設の一体性、ランニングコスト、資産の有効活用の面など、長期的な視点の面においては、見直し案の方が優位である。



見直しの方向性

地域（市民検討会）の想いである「地域・子ども活動機能」と、地域の市民活動拠点である「公民館機能」の連携・一体性を高めるため、青葉小学校敷地内に、複合施設（約1,800㎡）を建設する。

当初活用予定であったB棟は、これまで老朽化に伴う改修を行っておらず、また、活用にあたってはエレベーターの設置等の課題もあることから、複合施設の整備に伴い解体する。

当初の予定どおり、A棟、C棟については、療育センター機能、障害者更生相談所機能、保育所機能で活用する。

集約後、未利用となった土地については、売却等により、再整備の財源として活用する。

老朽化が進む療育センター陽光園、保育園の早期移転に向け、敷地分割の上、段階的な整備を想定した検討を行う。

7 . 令和 6 年度実施内容（案）

令和 7 年度中の基本計画策定及び設計業務の着手に向け、令和 6 年度は次の取組を行う。

特に、複合施設の整備内容の検討に当たっては、地域にとってより良い施設の実現に向け、これまでの市民対話の経過も含め、丁寧な地域説明を行い、理解を得ながら取り組んでいく。

1 . 複合施設（市民活動施設）の整備内容の検討

- ・ 令和 5 年度中に、計画の見直しと進め方について、地域説明を行った上で、地域と共に、複合施設（市民活動施設）の建設に向けた検討を行う。
- ・ 検討に当たっては、生涯学習課とアセットマネジメント推進課を事務局とした市民検討組織を設置する

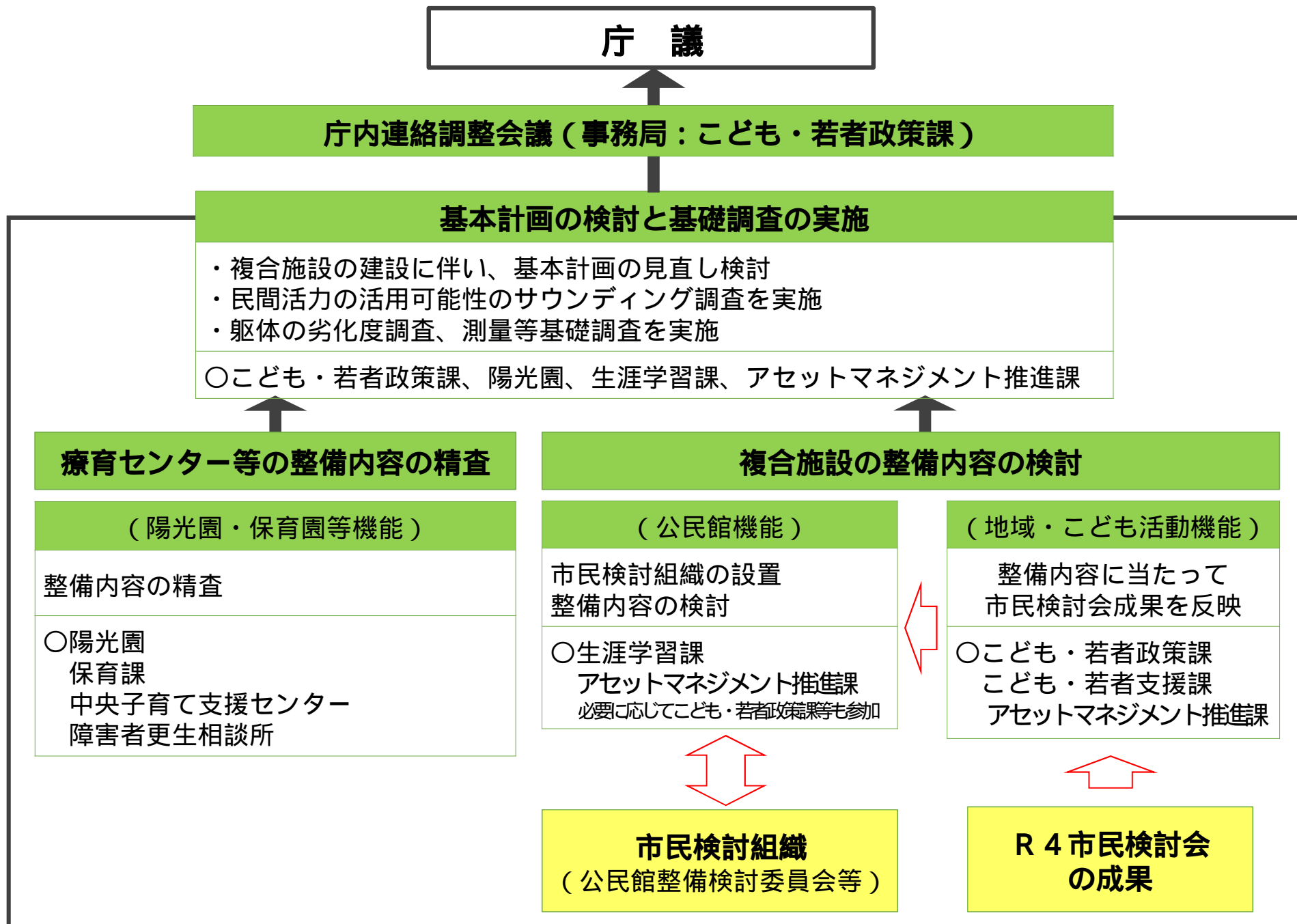
2 . 基本計画の検討と基礎調査の実施

- ・ 複合施設の建設に伴い、基本計画の見直し検討を行う。
- ・ 検討に当たっては、民間活力の活用可能性のサウンディング調査を実施する。
- ・ 令和 7 年度に向けた設計準備として、躯体の劣化度調査、測量等基礎調査を実施する。



当初想定していた基本設計予算額（49,093千円）を精査し、上記調査に必要な委託費（22,000千円）を予算要求する。

8 . 検討体制（案）



1 国民健康保険税率の見直しについて

【健康福祉局】

(1) 主な意見等

(市長) 令和2年度に一般会計からの法定外繰入を解消したと承知しているが、現在はどのような運用となっているのか。

(健康福祉局長) 一般会計からの法定外繰入については、赤字の位置づけとなるため、国からも削減するよう指導があることから、現在は国保財政調整基金を作り、基金からの繰入を行っている。

(市長) 子どもの均等割減額措置について、約1億円かかるという話であるが、被保険者は、均等割が減額されていることを認識しているか。市独自の施策として伝わるよう工夫はしているのか。

(生活福祉部長) 広報紙や納税通知に封入しているしおり等による周知を行っているが、納税通知書に減額された金額が示されているのみなので、実感しにくいと感じている。

(保険企画課長) 商工系の団体に話を伺う中では、独自の措置について非常に評価していただいております。ぜひ続けて欲しいという意見をいただいております。

(市長) 議会でも評価いただいた認識があるが、被保険者にとって実感しにくい制度だと思われるため、実施する場合は、伝わりやすく発信する方法を検討して欲しい。

(市長) 平均年齢が54歳とあるが、人数構成もそのぐらいの年齢の人が多いのか。

(保険企画課長) リタイアし、年金暮らしの人が、非常に多い。制度開始当初は、農林業や自営業が多かったが、現在は農林業と自営業を合わせて約2割であり、残りは年金暮らしの人やパートやアルバイトなどの短時間被用者で、ほとんどを占めている。

(市長) 平均年齢は上昇傾向か。

(保険企画課長) そのとおりである。

(市長) 子どもの均等割減額措置が無くなる場合、子育て世代にかなりの影響が出るとあるが、こういった所得層が多いのか。

(生活福祉部長) 43万円以下の世帯が34%、43万円を超えて200万円以下の世帯が32%、合わせて約7割の世帯が所得200万円以下に属している。

(市長) 43万円で区切っている理由は何か。

(保険企画課長) 法定で最大の7割軽減となるラインが43万円のためである。

(市長) 8.3%改定とした理由は何か。

(保険企画課長) 年度末見込の基金残高を最大限活用し、改定率を抑えた場合、8.3%の改定が必要となる。

(市長) 今までの最高の改定率は5%であったが、ここでいきなり8.3%というのはどれほどの影響があるのか。

(保険企画課長) これまでの本市の改定率からすると最大となるが、ここ数年で最も高い納付金であった令和5年度においては、県内でも12%、16%を超えるモデルケースができるような改定を行っている市もある。こうした状況から、これまでと同じような改定率では厳しいと考える。

(市長) これまで5%の税率改定で踏ん張ってきたというように感じており、今回はそれを超えて上げざるを得ない状況だというのは理解した。

(市長) 子どもの均等割減額措置をなくした場合、改定率はどれくらい変わるのか。

(保険企画課長) 全体で0.7%ほど下がり、7.6%ほどとなる。一方で、改定幅が20%ほどとなる子育て世帯がでてくる。

(市長) 子どもに係る減額措置をしている自治体は他にあるのか。

(保険企画課長) 均等割や所得割の減額措置を行っている指定都市があると認識している。

(石井副市長) 子どもの均等割減額措置について、2年前に、2年間措置したものと承知しているが、継続することとした理由は何か。

(保険企画課長) 単純な継続ではなく、これまで一般会計からの繰入という形で、総合計画推進プログラムに位置付け、実施していたが、今後は財源を国保財政調整基金ベースに変え、実施するものである。

(石井副市長) 原資は違うが、対象者は同じであり、継続のように思われる。そうした時に、2年間の措置とした中で、子どもの均等割減額措置を取らずに、改定率によってのみ不足を補う考えは無かったのか。

(保険企画課長) 子育て世帯への影響について、改定税率が2%ほどで済むのであれば、子どもの均等割減額措置をやめたとしても、その影響を含めて10%増程度となるため検討の余地はあるが、全体的に大幅に上げようとする中では、子育て世帯の上り幅を考慮し、子どもの均等割減額措置を継続した上での税率設定が良いと考えたものである。

(財政局長) 決定会議において、税率を上げざるを得ないというときに、子育て世帯については、軽減措置の延長をセットで実施する。それも1年ではなく、2年で実施してきたものを、もう2年延長する方が説明しやすいとの議論があり、この案で付議した。

(石井副市長) 本来、14.6%の税率改定が必要な中で、令和6年度は基金を充当しながら、8.3%で税率改定を行った場合、その差の6.3%について令和7年度も不足が生じることになるか。

(保険企画課長) そのとおりである。

(石井副市長) 今後も不足が生じ、頻繁に改定する機会が出てくる中で、子どもの均等割減額措置を抱え続けることになる。いつかやめなければならないのであれば、高い改定率の時に、その上げ幅を削減するための原資として使うのも手であると考え。現状と比較し、判断材料とするため、2年前の税率改定時の推計資料を用意して欲しい。

(保険企画課長) 承知した。

(奈良副市長) 単年度で8.3%の税率改定を行い、またすぐに枯渇し、税率改定する可能性があるならば、今回は今までの最大である5.0%の税率改定とし、2か年で税率改定していくのが良いと考える。

(石井副市長) 5%自体にはどこにも根拠がなく、他自治体の例を見ても、5%で止める必要は無いと思われ、必要なうち、どれだけの負担を求めるか、議論すべきと考える。

(総務局長) 今回、介護保険も3年に1回の見直しの時期を迎え、おそらく3月定例会議で増額改定になると思われる。介護保険料の動向を把握しているか。

(保険企画課長) 把握していない。

(総務局長) 3月定例会議に同時に議案として提案するものなので、介護保険料の動きも捉えながら判断いただきたい。

(市長) 国民健康保険の構造は、非常に大きな課題だと認識しているが、国や県で新たな動きや方向性は出ていないのか。

(保険企画課長) 今のところはない。平成30年度に、財政の責任主体を都道府県にすると同時に、国として3,400億円の公金を投入してきている経過があるが、現状足りておらず、市としては財政的な支援を引き続き要望していく姿勢である。

(財政局長) 東京都は神奈川県と比較して財政的な支援が手厚く、以前は都内で保険料率が低い市があった。他自治体と比較する場合は、県内、特に税で実施しているところと比較するのが良いと考える。

(市長) 税率改定はやむを得ないと思うが、他自治体との比較や、もう少し改定率を刻んだ資料、子どもの均等割減額措置を実施しない場合の資料等を作成いただき、判断することとしたい。

(2) 結果

継続審議とする。

2 光が丘地区学校跡施設(青葉小学校)利活用基本計画の策定について

【こども・若者未来局、財政局】

(1) 主な意見等

(市長) 屋外空間について、確保しなければならない面積の規定などはあるか。

(こども・若者未来局長) 面積の規定はなく、施設の新設に伴い広場の面積が狭くなるとの理解である。

(市長) 事業費について、当初の11億円から14億円となるが、その増額分は光が丘公民館や青葉児童館等の売却益で賄うとの理解でよいか。

(こども・若者未来局長) その予定である。当初は売却で11億円であったが、それに加えて、光が丘公民館や仲良し広場で約5.9億円、青葉児童館で約6,000万円が見込めることから、事業費の増加分に対応ができるものと考えている。

(市長) 施設の解体費は含まれているか。

(アセットマネジメント推進課長) 含まれていない。解体費は別途、6,000万円程度必要になると考えている。

(市長) 新たな施設整備に当たっては、PFIなどの民間活力の導入も検討するのか。

(こども・若者未来局長) 検討する予定である。

(市長) 検討組織に庁内の様々な局が参画しているが、リーダーシップはどこが取るのか。

(こども・若者未来局長) 全体のマネジメントはこども・若者未来局で行う。光が丘公民館の在り方検討など、個別の検討は教育局などが行う予定である。

(市長) これまで市民とワークショップ等を実施してきた中で当初の整備案となっていたが、今回の整備案により積み上げてきたものを変えることに対しての地域の反応は、どのようなものが考えられるか。

(こども・若者未来局長) 光が丘公民館の築年数を考慮すると、公民館の新設は望まれるのではないかと感じる。ただし、こうした多様な公共施設を複合化すること自体がはじめての取組のため、丁寧に対応していきたい。

(市長) この取組はリーディングプロジェクトとなるため、良いモデルとなるよう進めて欲しい。

(こども・若者未来局長) 承知した。

(石井副市長) この庁議等により、市の方向性が決まった後の直近の取組は何か。

(こども・若者未来局長) まちづくり会議の会長など、地域への説明を進めていきたい。

(石井副市長) 市議会への説明を含め、丁寧な対応をお願いしたい。

(中央区長) 地域説明の仕方として、公民館の複合化を選択させるイメージとなるのか。

(こども・若者未来局長) 市の提案として移設する取組案で意見を伺いたいと考えている。地域からすると、唐突に公民館の複合化の話が出ることに違和感を持つと思われるため、丁寧に説明していきたい。

(市長) 今回の整備案とすることにより、施設の供用開始時期が遅れることとなるが、地域の心情は気になるところである。

(こども・若者未来局長) 供用開始の時期が遅くはなるが、新しくより良い施設を整備していくための取組であることを丁寧に説明したい。当初案では光が丘公民館が長寿命化改修により休館する予定であったが、移設とすることにより休館期間がなくなることは地域としてもメリットである。

(教育長) 公民館においても活動の担い手不足が課題となっているため、この複合施設の整備により、子どもや若い人が集まる機会をチャンスにして欲しい。

(こども・若者未来局長) 良い取組になるように進めていきたい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

以上